

I 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例について

1 改定の経緯

美浜町では、ここ数年山林や農地において樹木等を伐採し、その形状を変化させ土を採取し、町内外から土を搬入し、埋立てを行う事業が多く行われるようになってきました。また、事業規模についても大規模化の傾向が見受けられます。

安全で良好な地域環境を保全していくために土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積について、その事業主及び土地所有者等の責務を明らかにし、有害物質を含んだ土砂等を埋め立てることによる土壌汚染及び土砂の流出等の災害の発生等を防止することを目的として条例を制定し、必要な規制を行うこととしました。

しかし、これまでの条例は、自然発生土のみを対象にしていたため、人工的に加工した土砂等や建設工事に伴い副次的に得られた物品を処理した再生資材、いわゆる改良土や埋立て資材については規制の対象外としていました。

改良土等は比較的造成が容易なため、平地はもとより、土盛りが困難な山奥での土地造成を可能にしていることから、豊かな自然が残る本町において、森林伐採や風景が一変するほどの大規模な土地造成が行われるようになり、造成事業に関わる大型トラックが何十台と入っていく状況を見て、住民から不安の声が上がるようになりました。

このことから、本町においても、これら改良土等を使用した造成工事に歯止めをかけ、美浜の豊かな自然環境を守るため、今回の条例改正に至ったものです。

2 条例の骨子

(1) 許可制

一定規模以上の土地の埋立て等（土地の埋立て等を行う区域の面積が1,000㎡以上）について町の許可が必要です。必要に応じ周辺住民や隣接地権者への説明会の開催が義務付けられています。

(2) 許可基準

土地の埋立て等を行う場合には、許可基準を守らなければなりません。

ア 使用する土砂等

知事等から許認可を得た採取場から採取された土砂等、建設発生土のうち自然発生土であって第1種～第3種建設発生土（安全基準に適合するものに限る）となります。よって、改良土、埋立て資材については、埋立て等での使用を禁止します。

イ 使用する土砂等の基準

土地の埋立て等に使用する土砂等は、カドミウムその他有害物質による汚染状態に関する基準等に適合していなければなりません。

ウ 使用する土砂等の特定

土地の埋立て等に使用する土砂等については、発生場所を特定する必要があります。

エ 使用する土砂等の発生元

土砂等の発生元を愛知県内に限定します。

オ 施工に関する基準

土地の埋立て等を行う場合は、流出や崩落等を防止するため、施工に関する基準に適合した方法により行わなければなりません。

カ 環境保全等の基準

周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準に適合した方法により行わなければなりません。

(3) 定期的な調査報告義務

搬入した土砂等について定期的に土壌調査を実施し、町へ報告する義務があります。

(4) 罰則

措置命令に違反した場合には、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処するなど罰則規定を設けています。

3 土地の埋立て等に関する事業の流れ

